六　放射性物質汚染対処特措法第十五条に基づく対策地域内廃棄物の収集及び運搬に関すること（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限り、放射能汚染廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

七　（略）

（仮置場対策課の所掌事務）

第四十三条　仮置場対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　仮置場の設計及び施工方法に関すること。

三　仮置場の保全その他の管理（仮置場における対策地域内廃棄物及び除去土壌等の保管を含む。）に関すること。

四　（略）

（放射能汚染廃棄物対策課の所掌事務）

第四十四条　放射能汚染廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　特定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（環境再生課の所掌に属するものを除く。）。

三～六　（略）

七　減容化施設の整備に係る調査並びに工事の設計、施工及び管理に関すること。

八　減容化施設の運営、保全その他の管理に関すること。

九　（略）

十　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（環境再生課の所掌に属するものを除く。）。

十一　（略）

（削る）

（中間貯蔵総括課の所掌事務）

第四十七条　中間貯蔵総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　福島県内除去土壌等の減容及び再生利用に関すること（放射能汚染廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

（地方環境事務所に置く支所）

第五十六条　福島地方環境事務所に、支所を置く。

2　（略）

3　支所は、第五十八条に基づき、第四十二条第一号から第七号、第四十三条第一号から第四号、第四十四条第一号から第十一号及び第五十条第一号から第三号に規定する事務を分掌する。

六　放射性物質汚染対処特措法第十五条に基づく対策地域内廃棄物の収集及び運搬に関すること（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限り、放射能汚染廃棄物対策課及び減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

七　（略）

（仮置場対策課の所掌事務）

第四十二条　仮置場対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　仮置場の設計及び施工方法に関すること（除染特別地域に係るものに限る。）。

三　仮置場の保全その他の管理（仮置場における対策地域内廃棄物及び除去土壌等の保管を含む。）に関すること（除染特別地域に係るものに限る。）。

四　（略）

（放射能汚染廃棄物対策課の所掌事務）

第四十三条　放射能汚染廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　特定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（環境再生課及び減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

三～六　（略）

（新設）

（新設）

七　（略）

八　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（環境再生課及び減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

九　（略）

（減容化施設整備課の所掌事務）

第四十四条　減容化施設整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　減容化施設の整備に係る調査並びに工事の設計、施工及び管理に関すること。

二　減容化施設の運営、保全その他の管理（減容化施設における特定廃棄物の保管及び処分を含む。）に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、減容化施設に係る事務及び事業に関すること。

（中間貯蔵総括課の所掌事務）

第四十七条　中間貯蔵総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　福島県内除去土壌等の減容及び再生利用に関すること（減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

（地方環境事務所に置く支所）

第五十六条　福島地方環境事務所に、支所を置く。

2　（略）

3　支所は、第五十八条に基づき、第四十一条第一号から第七号、第四十二条第一号から第四号、第四十三条第一号から第九号及び第五十条第一号から第三号に規定する事務を分掌する。